

8/4
(水)



▲ 研修の様子

民生委員・児童委員 コロナ禍における高齢者施設の現状を学ぶ

阿久比町民生委員・児童委員協議会定例会において、町内の民生委員・児童委員が町勤労福祉センターで自主研修を行いました。この日は、町内の高齢者施設「阿久比一期一会荘」の政井宏之施設長らを講師に招き、施設概要の説明、コロナ禍での施設における取り組みなどを学びました。同協議会の永池武光会長（白沢台）は「コロナ禍にあり、私たちの活動にもさまざまな制約がかかっていますが、今回のように訪問研修を施設の方々に向いていただき実施するなど、工夫をしながら活動しています。施設における新しいオンライン面会など、地域における今後の委員活動の参考になり、有意義な研修となりました」と話しました。

「民生委員・児童委員」とは

同じ地域で生活する住民の一員として、住民からのさまざまな生活上の困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関への「つなぎ役」としての役割を担っている、**地域福祉のボランティア**です。阿久比町では現在44人の民生委員・児童委員がそれぞれの地域で活動しています。

あなたは写っていませんか。もし写ってれば、写真をおわけしますのでご連絡ください。政策協働課調査広報係 ☎(48) 1111 (内線1310)

低所得の子育て世帯対象に 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)を支給



新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の支援のため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

■ **支給対象者** ※ ひとり親世帯分の給付金を受け取った方は除く。

- ① 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和3年度住民税(均等割)が非課税の方(原則、申請不要。住民税申告がない場合、申請不要の支給対象者に該当しません)
- ② 平成15年4月2日(特別児童扶養手当の支給対象である児童の場合は、平成13年4月2日)から令和4年2月28日までに出生した児童を養育する父母などで、次のいずれかに該当する方(申請必要)
 - ・ 令和3年度の住民税(均等割)が非課税の方
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、令和3年度の住民税(均等割)非課税相当の収入となった方

■ **支給額** 児童1人当たり5万円

■ **申請手続き** ②に該当する方は申請が必要です。詳しい申請方法については、町ホームページ(http://www.town.agui.lg.jp/ka/ko_seikatusienkyufu.html)をご確認ください。

■ **申請期限** 令和4年2月28日(月)

■ **問い合わせ先** ▽ 給付金制度に関する問い合わせ

厚生労働省のコールセンター(受付時間:平日午前9時~午後6時) ☎0120(811)166

▽ 申請方法に関する問い合わせ

子育て支援課子育て支援係 ☎(48) 1111 (内1124)

